



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
4 月 24 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 21 年 4 月 24 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	柗	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総務部総務課
監 査 執 行 年 月 日	平成20年7月29日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 結 果	専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ775,442円増加し、4,095,330円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済額については、文書や個別訪問により債務者に対する督促を行うとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町教育委員会に対して債務者の実情把握や償還指導を要請した結果、一部納付が図れた。 また、新たな収入未済の発生防止については、納入義務者に対する返還義務の周知徹底、債務者の実情に応じた納付方法への変更、納入遅延者に対する文書等による督促を繰り返すとともに、きめ細かな償還指導を同教育委員会に要請した。

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監 査 執 行 年 月 日	平成20年8月21日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 結 果	行政代執行にかかる弁償金において、平成20年5月末日現在22,713,150円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	本件収入未済については、行為者および土地所有者に分割納付誓約書を提出させ、あるいは覚書を締結して債務の履行を求めているところであり、平成20年度も引き続き収納に努めた。この結果、平成20年5月末日現在で収入未済額22,713,150円のうち、18万円を平成21年3月末までに収納することができた。 また、現在服役中の行為者に対しては、平成21年3月に改めて接見し、服役終了後、分割納付の協議と

納付の確約を取り付けている。
今後も、行為者等に対し、鋭意回収に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監 査 執 行 年 月 日	平成20年8月12日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 結 果	未熟児養育医療自己負担金については、収納に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ619,220円増加し、1,682,170円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	未納者に対して督促状の送付や電話等による督促を行った結果、平成21年2月末までに130,935円の収納を図ることができた。 残る1,551,235円については、引き続き書面、電話、戸別訪問等による督促を行い早期収納に努めるとともに、今後とも申請窓口である市町や保健所との連携を図り、申請時に自己負担金にかかる制度の説明と納付指導を徹底して、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部医務業務課
監 査 執 行 年 月 日	平成20年8月22日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 結 果	看護職員修学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、なお平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ920,527円増加し、10,535,389円となっているので、引き続き収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	長期未納者に対し文書による督促を実施するとともに、督促に応じない滞納者に対しては自宅への訪問や保証人への働きかけなどにより収納に努力した結果、指摘のあった平成20年5月末日現在の収入未済額のうち、1,497,419円（平成21年3月24日現在）について回収をおこなった。このことにより、収入未済額は9,037,970円となった。 今後も引き続き督促を行い収納の促進に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部子ども・青少年局
監 査 執 行 年 月 日	平成20年8月12日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 結 果	母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、収入未済額が前年同期に比べ2,665,564円増加し、平成20年5月末日現在40,790,156円となっているので、引き続き収納の促進に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済の解消については、貸付制度利用者の公平性の確保からも完納をめざし、電話・文書による督促を行うとともに、自宅訪問により生活実態の把握に努め、償還指導を行っているところである。その結果、平成20年6月から平成21年2月末までに4,279,201円を収納した。残る収入未済額（繰越分）36,510,955円についても、その回収のため、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図っていくとともに、新たな収入未済発生時には、その初期において、母子自立支援員と連携し、早期の対応を図るなど、収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監 査 執 行 年 月 日	平成20年8月11日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日

監 査 の 結 果

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,847,000円増加し、22,681,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りながら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。その結果、債務者から1,920,000円（平成21年3月末日現在）の回収を図ることができた。

今後も、訪問などによる督促を強化し、また、状況に応じて連帯保証人に対しても督促等を行い、債務者に対する納入指導を求めるとともに、回収が困難と見込まれる場合には、連帯保証人による代位弁済を求めるとともに、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	土木交通部砂防課
-----------	----------

監査執行年月日	平成20年8月25日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
-----------	-------------

監 査 の 結 果

大杉川補助砂防総合流域防災工事において、工事請負人の自己破産申し立てによる契約解除に伴う前払金余剰金に係る約定利息578,020円の収入未済が発生しているため、適正な債権管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該収入未済については、現在も破産手続き中であり、未だ解消されていないが、平成21年6月22日に開催予定の債権者集会において破産終結に向けた動きが見込まれることから、この集会に砂防課職員を派遣することとした。

また、今後も適正な状況把握・債権管理のため破産管財人との連絡を密にするとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	土木交通部住宅課
-----------	----------

監査執行年月日	平成20年8月25日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
-----------	-------------

監 査 の 結 果

公営住宅使用料等の収入未済額については、滞納者の死亡による権利放棄等により5,543,659円の未納欠損処分をしているが、このうち県営住宅鷹飼団地の駐車場使用料521,976円（平成13年12月、平成14年2月および同年3月）を地方自治法第236条第1項の規定に基づき債権の消滅時効が完成したことにより未納欠損処分している。当該使用料は、鷹飼駐車場管理組合に対し入居者専用自動車保管場所として行政財産使用許可を行い、所定の使用料を納付させており、入居者からは当該組合に使用料の納入があったものの、当該組合が滞納していたものである。当該未収金について、再三の督促による収納指導をしていたが、初回の督促日（平成14年6月24日）から時効が進行し、5年を経過したため債権の消滅時効が完成したものであり、督促後相当の期間を経過してもなお履行がないときは、強制執行等により速やかに債権の実現を図るなど、積極的な措置を執るべきであった。今後は、債権の消滅時効にも留意し、適正な未納欠損処分を行われたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

鷹飼団地の駐車場使用料の未納欠損に至った原因として、県営住宅鷹飼団地における住宅の管理にあたって、当時の自治会長（管理組合代表）をはじめ自治会役員が入居者の総意を代表するものと信じ、彼らの協力を得るため、話し合いによる解決を目指すあまり、法的措置をとる時期を逸し、消滅時効に至ったところである。

その後の措置については、平成20年2月に自治会役員の横暴に対する一部住民の苦情が発端となり、自治会のずさんな運営が明らかになる中で、住民の総意に基づき、平成20年7月1日から県で駐車場の管理を再開し、行政財産使用許可により駐車場料金を徴収している。

使用許可は利用者個人に対して行い、3か月以上の滞納が生じた場合は駐車場を閉鎖するなど厳格な措置をとっている。

今後の課題として、現在、県営住宅における駐車場が条例上、位置づけされていないため、入居者団体の行政財産使用許可申請があってはじめて、使用料を徴収できるシステムとなっており、使用許可申請がない場合、駐車場に車を停めていても、駐車料金を徴収できないのが実情である。今日、一般の駐車場ではほとんどが有料であることや、駐車場がありながら駐車料金を徴収している団地と徴収していない団地があるのは、不公平であることなどから、駐車場の有料化を図る必要がある。このため、「滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例」の中に駐車場の有料化についての条項を加える改正を今後行っていきたいと考えている。

監査執行対象機関名	会計管理局
監査執行年月日	平成20年7月25日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	
元職員の懲戒処分に伴う雑入（過年度分給料等）について、平成20年5月末日現在、485,381円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。	
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	
収入未済485,381円は元職員の特別休暇の不正取得に係る有印公文書偽造および行使による懲戒免職処分に関し、不正に取得された特別休暇について欠勤扱いとしたことに伴う過払い給与の返納金および遅延利息である。	
これについては、平成20年7月2日に債務者の死亡が確認され、相続人による債権放棄がなされたため、不納欠損処分を行うこととし、平成21年2月県議会において、当該返納金および遅延利息に係る請求権を放棄することにつき議決を得て、不納欠損処理を行った。	

監査執行対象機関名	企業庁
監査執行年月日	平成20年7月22日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	
住居手当の支給において、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給したことにより、283,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。	
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	
過払いとなっていた住居手当の精算・戻入処理については、平成20年10月31日に完了した。	
今後の住居手当支給事務の適正な執行を図っていくため、平成20年12月開催の水道事務所長会議で指摘内容の周知を行った。また、平成21年度の手当確認に先立ち、4月開催予定の庶務担当者会議において、当初認定および毎年の事後確認の際の関係書類による支給要件の確認の徹底を行うこととした。	

監査執行対象機関名	病院事業庁
監査執行年月日	平成20年7月17日・7月22日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	
(1) 平成19年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,662,260円増加し、3,001,860円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（小児保健医療センター）	
(2) 平成19年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ506,665円増加し、10,241,456円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（精神医療センター）	
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	
(1) 債務者に対して、電話や納付書の郵送による支払請求のほか、督促状の送付や連帯保証人への支払い請求を行った。また、会計窓口との連携を強化し、来院時には医事担当者が面談を行い、一括支払	

いが困難な場合は、分割納入の相談にも応じた。

これらの取り組みの結果、平成20年5月末の収入未済額3,001,860円は、平成21年2月末現在1,252,744円となった。

これらの取り組みを継続するとともに、一定期間にわたって支払いのない未収金等については、その回収を弁護士法人に委託することとし、この旨を該当の債務者に通告したところであり、今後もより一層の収納の促進に努めてまいりたい。

また、平成20年11月から、支払い方法の利便性を高めるため、会計窓口でのクレジットカード払いを導入したところであり、新たな収入未済の発生防止にも努めてまいりたい。（小児保健医療センター）

- (2) 債務者に対し、電話や文書、家庭訪問等により督促を実施したほか、債務者本人からの徴収が困難と判断される場合は連帯保証人へも支払請求を行った。

これらにより、平成20年5月末の収入未済額10,241,456円は、平成21年2月末現在で8,134,974円となった。

これらの取り組みを継続するとともに、一定期間にわたって支払いのない未収金等については、その回収を弁護士法人に委託することとし、この旨を該当の債務者に通告したところであり、今後もより一層の収納の促進に努めてまいりたい。

また、平成20年11月から、支払い方法の利便性を高めるため、会計窓口でのクレジットカード払いを導入したところであり、新たな収入未済の発生防止にも努めてまいりたい。（精神医療センター）

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教職員課
監査執行年月日	平成20年7月31日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	
職員給与返納金について、平成20年5末日現在、1,182,462円の収入未済および234,450円の戻入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。	
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	
収入未済のうち小学校臨時講師による欠勤および賃貸契約解除に伴う住居手当に係る過払い給与の返納金154,694円については、平成20年10月に債務者より平成21年3月末までの分割払いによる返納の申立てがあり、協議のうえ当該申立てを承認した。 平成21年2月末現在で94,694円が納入済みであり、残金について、引き続き収納に努めることとしている。 残る収入未済1,027,768円および戻入未済234,450円は、元高等学校事務職員の特別休暇の不正取得に係る有印公文書偽造および行使による懲戒免職処分に関し、不正に取得された特別休暇について欠勤扱いとしたことに伴う過払い給与の返納金および遅延利息である。 これについては、平成20年7月2日に債務者の死亡が確認され、相続人による相続放棄がなされたため、不納欠損処分を行うこととし、平成21年2月県議会において、当該返納金および遅延利息に係る請求権を放棄することにつき議決を得て、不納欠損処理を行った。	

監査執行対象機関名	教育委員会事務局文化財保護課
監査執行年月日	平成20年7月31日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	
扶養手当の支給において、認定誤りにより1,052,112円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。	
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	
扶養手当の認定誤りによる過払いについては、速やかに戻入等の手続きを行い、収納を完了した。 また、あらためて各種手当に関し認定要件等の再確認を行うこととし、所属職員に対し必要な届出事項や注意点を記載した文書を配布し、指導の徹底を図るとともに、複数による確認事務の励行等、適正な事務の執行に努めることとした。	

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成20年8月26日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	<p>(1) 放置違反金については、回収に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ7,183千円増加し、19,019千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(交通指導課)</p> <p>(2) 職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、695,316円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(組織犯罪対策課)</p> <p>(3) 職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,800,990円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(高速道路交通警察隊)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 交通指導課</p> <p>未収件数の増加は、悪質滞納者の逃げ得を許す結果となり、新放置駐車制度の運用にも重大な支障が生じるため、次の諸対策を講じ、平成20年12月末の収入未済額を11,597千円(7,422千円減少)に改善させている。</p> <p>ア 交通部特別徴収チーム編成による集中徴収活動</p> <p>滞納者に対する督促方法を見直し、従来からの郵送による方法から、2期の集中徴収活動期間を設定し、交通部で特別徴収チームを編成して、2府8県に居住する長期滞納者に対し、自宅等へ直接訪問するなどの徴収活動を実施した。</p> <p>その結果、従来の郵送では任意納付に応じなかった者の57%が納付に応じ、期間中に574万円余りを任意納付した。</p> <p>イ 滞納処分の執行</p> <p>平成20年中に任意納付に応じない悪質滞納者に対しては、滞納処分として銀行預金を差押えて、強制徴収(15件、総額281千円)した。</p> <p>ウ 車検拒否制度の確実な適用</p> <p>車検拒否制度を適用した結果、平成20年中に210件を納付させることができた。</p> <p>エ 使用制限の執行</p> <p>放置駐車違反を繰り返す悪質使用者に対しては、平成20年中に9件の車両使用制限を執行するとともに、聴聞時に納付書を手交して任意納付させた。</p> <p>オ 所在不明者の追跡調査</p> <p>所在不明者や郵送による書類不送達者全員に対して追跡調査を行い、任意納付を促した結果、所在不明者のうち約40%の者に納付させることができた。</p> <p>今後とも、更に体制強化を図り、より実効ある対策を講じて、未収件数・金額の減少に努めます。</p> <p>(2) 組織犯罪対策課</p> <p>事故当事者に対しては、警察本部主催の公用車運転技能訓練に参加させ、安全運転技能及び安全運転意識の向上を図った。</p> <p>また、課員全員を対象とした全体会議等において、事故防止のための執務資料等を配布のうえ、それを題材として再発防止対策を検討し、安全運転意識の高揚を図った。</p> <p>今後は、この事案を教訓にして、幹部による事故防止のための「声かけ」を徹底するとともに、よりきめ細やかな運転指導を行い、交通事故の再発防止に努めます。</p> <p>(3) 高速道路交通警察隊</p> <p>事故当事者に対して、運転訓練指導者を同乗させた安全運転訓練を実施し、運転技能及び安全運転意識の向上を図った。</p> <p>また、隊員に対しては、朝礼時及び全体会議などにおいて、幹部職員から交通事故事例に基づく指導教養を行うとともに「ハイウェイ十則」の唱和を行い、安全運転意識の高揚を図っている。</p> <p>また、隊員から毎日、健康セーフティチェック表を提出させ、隊員の健康状態を把握するとともに、運転中の隊員に対しては、随時、無線による事故防止のための警告指令を行うなどの諸施策を推進している。</p>

さらに、警察庁が主催する「緊急自動車運転技能研修」に積極的に参加させるなど、安全運転技能の向上にも努めています。

今後とも、これらの諸対策を推進し、交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めます。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
	<p>(2) 未利用県有地の利活用の促進および計画的な売却について</p> <p>これまで未利用県有地については、所管課を中心に利活用の検討や売却に向けた取り組みが進められているが、厳しい財政状況の中で、特に、未利用県有地の利活用について全庁挙げて取り組み、早急に利活用計画を策定するとともに、歳入確保のための有効な手段として、将来にわたり利活用計画のない県有地については、処理期限等の目標を定め、早期売却の促進に努められたい。また、行政財産である敷地の空きスペースや庁舎の余剰スペースについても、県有財産の有効活用を推進されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
	<p>(総務部財政課)</p> <p>県が保有する公有財産のうち未利用となっている財産については、その情報の共有化を図るとともに、それらの有効利用の方向を決定し、県有資産を最大限に活用することとして、平成20年1月、庁内に「県有財産活用検討会議」を設置した。これまでに4回の会議を開催し、未利用となっている普通財産について利活用の方針および処理目標期限を決定し、売却等を進めているところである。</p> <p>また、平成21年度からは、未利用となっている行政財産を対象に同会議を開催し、早期売却等の促進を図ることとしている。</p> <p>また、行政財産である敷地の空きスペースや庁舎の余剰スペースについては、貸付が出来ることとし、関係条例および規則の改正を行うとともに、平成21年3月に「行政財産の貸付けに伴う取扱い要領」を定め、県有財産の更なる有効活用を推進しているところである。</p>

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
	<p>(3) 県有施設および個人住宅の耐震化の計画的促進について</p> <p>大きな被害が予想される琵琶湖西岸断層帯等による地震から県民の生命を守るため、学校などの防災上特に重要な県有施設や個人住宅の耐震化は、喫緊の課題であるが、計画どおりに進んでいないのが現状である。については、防災上特に重要な県有施設の耐震化の達成可能な計画目標を立てて鋭意進めるとともに、個人住宅の耐震化についても、促進が図れるようより一層県民への意識啓発を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
	<p>(知事直轄組織防災危機管理局)</p> <p>平成21年3月に滋賀県地震防災プログラムの改訂を行った。その中で、防災上特に重要な県有施設の耐震化については、耐震化完了の目標年度を平成24年度から平成29年度まで5年間延長し、目標達成に向け計画的に推進することとした。</p> <p>個人住宅の耐震化については、関係部局と連携を図り、テレビ番組の制作放映やイベント、出前講座等を通じて、耐震化が促進されるよう一層の意識啓発を図ることとした。</p> <p>(土木交通部住宅課)</p> <p>個人住宅の耐震化については、県民への意識啓発のために、他部局と連携して県の広報誌の掲載やテレビ番組の放映、市町と連携して自治会等への出前講座を実施した。</p> <p>今後も、引き続き、耐震改修補助で支援していくとともに、平成20年度に創設した高齢者世帯耐震改修モデル事業費補助などの割増し補助で後押しをしていく。併せて、県の広報誌、テレビ番組、新聞等の様々な広報媒体を活用するとともに、市町との連携により自治会等への出前講座等の充実を図り、一層の意識啓発を図っていく。</p> <p>(教育委員会事務局教育総務課)</p>

平成21年3月に地震防災プログラムが改訂され、県立学校などの「防災上特に重要な県有施設」については、耐震化完了の目標年度を5年間延長し、平成29年度末までとされたところである。

県立学校については、平成20年度末現在26校で耐震改修工事に未着手となっていることから、子どもたちの安心安全を確保するため、耐震化の完了に向け、改訂後の地震防災プログラムとの整合を図りながら、耐震2次診断、実施設計、耐震改修工事を計画的に進め、平成29年度末までに県立学校施設の耐震化完了を目指して取り組んでいきたい。

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
(4) 消費生活相談体制のあり方について 各市において消費生活相談体制が充実してきている中であっても、依然として県の消費生活センターへの依存度が高い現状を踏まえ、県と市町の役割分担を基本としつつ、県全体としてより効果的な消費生活相談体制のあり方について検討されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(県民文化生活部県民生活課) 近年、消費者トラブルの内容はますます複雑・多様化し、また悪質事業者の手口が巧妙化していることから、これに的確・効果的に対応することが求められている。 県としては、以前から、住民に最も身近な行政主体である市町に窓口設置を働きかけており、現在13市全てにおいて消費生活相談窓口が設置され、また相談員の複数配置など消費生活相談体制が充実してきたが、依然として町においては窓口未設置であり、その解消に向けて、強く依頼しているところである。 平成21年度から、消費生活センターは高度専門性や広域性を重視した相談対応力の向上や、業務停止命令など行政処分を行う権限を有する行政機関に位置づけて、事業者指導の体制を強化していくこととしている。 さらに、市町と県との相談窓口をホットラインで結ぶなど、一層の連携強化を図り、県内相談窓口の強化に取り組むこととしている。 消費者行政の目指すところは、県民生活の安全・安心を守ることであり、生活者の視点に立って、県全体として消費者行政の強化・充実を図っていく。	

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
(5) 幼少期からの環境学習の推進について 県民の環境保全意識の高揚を図るためには、次代を担う子どものうちでも、特に幼少期から環境学習を進め、貴重な体験を通して環境に配慮する生活習慣を身に付けさせることが大切である。 このため、環境学習支援センターにおいて、琵琶湖博物館などの施設、教育委員会や子ども・青少年局などの関係部局と連携し、幼少期からの環境学習が県内各地で積極的に実施されるよう、環境学習実施主体への支援を進められたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(琵琶湖環境部環境政策課) 環境学習支援センターでは、滋賀県幼児自然体験プログラム「うおーたんの自然体験プログラム」により、幼稚園教員・保育士などの実践的な自然体験学習の指導力向上と、地域の特色を生かしたプログラムの普及を目的とした指導者実践学習会を実施している。 この指導者実践学習会は、毎年度30園の参加を目標とし、平成20年度においては4会場で39園の参加があったところであり、今後ともプログラムの県内全園への普及をめざし取り組んでいく。 また、当センターでは、琵琶湖博物館などの施設における子どもを対象とした各種自然体験事業や、県教育委員会の「学びのメニューブック」、多様な自然体験事業を紹介した子ども・青少年局の「しがこども体験学校」などの自然体験事業についての情報を収集し環境学習情報ウェブサイト「エコロレーが」やメールマガジン「そよかぜ」などを活用して情報発信するなど、関係の施設や部局と連携を図っている。今後とも連携の強化を図り、環境学習実施主体を支援して参りたい。	

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
<p>(6) クリーンセンター滋賀の経営の健全化について</p> <p>クリーンセンター滋賀への産業廃棄物の搬入量は、当初計画に比べて下回ることが予想されており、環境事業公社の経営に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。については、今後の経営状況の推移を見ながら、一層のコスト削減を図るなど、環境事業公社に対し強力に助言・指導されたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(琵琶湖環境部循環社会推進課)</p> <p>最終処分量が減少し、環境事業公社の経営は厳しいと予測されるものの、県内には、民間の産業廃棄物の管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や産業基盤の整備、大規模災害時の対応等の観点から、公共関与による安心・安全な施設を整備し、適切な管理運営を行っていく必要があると考えている。</p> <p>平成20年度は、臨時的な大規模処分による産業廃棄物の搬入があったことから、開業後5か月間の搬入目標は達成されたところであるが、経常的な産業廃棄物は少ない状況にあった。</p> <p>従って、(財)滋賀県環境事業公社に対しては、営業活動の強化による受入量の確保や管理運営に要する経費の更なる削減など、収入支出の両面から、より一層の経営改善への努力を要請している。</p> <p>また、今後、開業後3年程度の間、実際の受入状況、企業立地の動向等を見極めた上で、今後の支援の方法についても検討し、経営基盤の確立に努めていくこととしている。</p>	

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
<p>(7) 多文化共生の推進について</p> <p>近年、本県においては外国人住民が増加しており、地域社会における多文化共生が新たな課題となっている。今後、県としてどのような役割を果たしていくべきなのかという観点から、課題や必要な施策を整理するとともに、市町やNPO、企業さらに関係機関と連携し、多文化共生に向けた取り組みを効果的に進められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(商工観光労働部国際課)</p> <p>多文化共生に係る課題や必要な施策を整理するため、平成19年11月に設置した「しが多文化共生推進会議」（有識者15名）を平成20年度には5回開催し、11月には主に教育に係る課題と施策について中間提言が、2月には雇用情勢の急激な悪化に係る課題と施策について緊急提言が知事に提出された。この提言を踏まえ、滋賀県多文化共生推進本部本部員会議を開催し、県として行うべき施策について各所属において具体化するよう、本部長より促した。</p> <p>21年度においては、しが多文化共生推進会議においてまとめられる最終提言をもとに、コミュニケーションにかかる支援、居住・教育・労働環境・医療・保健・福祉・防災など各般にわたる生活支援、多文化共生の地域づくりなどの課題の解決に向け県の行動計画となる多文化共生推進プランを策定するとともに、コーディネート能力を備えた人材等の育成を行い、必要な施策の計画的、効果的な推進を図ることとした。</p> <p>以上と併せ、雇用情勢の急激な悪化に関係機関・団体と連携して対応するため、11月27日には庁内関係課と滋賀労働局との担当者会議、12月22日と2月9日には市町と労働基準局との担当者会議、2月26日には県内外国人集住都市の担当者会議を開催するとともに、1月には外国住民の雇用・生活状況調査とブラジル学校の実態調査を行い、関係機関に情報提供を行った。</p> <p>更に、3月2日には、多文化共生地域づくり支援センターを立ち上げ、外国人からの相談に対応するとともに、市町等の関係機関や支援のための募金活動に取り組んでいる団体との連携を強化することとした。</p>	

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監 査 の 意 見	
<p>(8) 外来魚対策について</p> <p>本県では従来より外来魚駆除に取り組んでいるが、いまだ多数の外来魚が生息している。在来種との均衡を保つ生息数を十分検証した上で、外来魚駆除を長期的な対策で行うか、短期間で徹底的に行</p>	

うかを見極め、より効果的な外来魚対策に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（農政水産部水産課）

事業の目標は、組織目標にも定めているとおり「平成22年度末（平成23年度当初）に生息量1,000トン以下」としている。これまで琵琶湖にブルーギルとオオクチバスが進入・繁殖してきた経緯および水産試験場で実施された検証実験の結果から、ブルーギルの繁殖は在来魚の回復で一定抑制されるものと考えられる。それに対し、オオクチバスは撲滅に向けた駆除が必要であり、近年では、水産試験場においてオオクチバスの駆除対策を検討しているところである。当面は生息量と種構成について調査しつつ、生息量1,000トン以下を目標に両外来魚の徹底駆除に努め、あわせて在来魚の回復を進める。

なお、上記目標を達成した時点で、調査等の結果に基づき、駆除対策について見直すこととしている。

監査結果報告年月日 平成20年11月27日

監 査 の 意 見

(9) 工事施工委託業務の適正執行について

J R や旧道路公団に対する工事施工委託について、工事内容等は相手方との協議により決定し施工されているが、施工方法等の特殊性により競争原理が働きにくいことから、透明性の確保の観点からも県としてより一層工事内容等のチェックを行い、適正な執行に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（土木交通部監理課）

工事施工委託にかかる工事の内容および費用等について十分に協議、把握することとし、公共事業の実施主体として、当該工事の内容および費用等について透明性を確保していく。具体的には、国土交通省と鉄道事業者による「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成20年12月25日）」に基づくこととし、以下の事項について取り組み、適正な事業執行に努めることとする。

(1) 工事施行協定締結時

工事施行協定書で、工事内容および費用の算出根拠を明示するものとする。また、工事費の総額が増加となるような工事内容の変更が生じた場合は、工事施行協定を変更するものとする。

(2) 年度協定締結時

年度協定書で、当該年度の事業内容や事業工程等を明示するものとする。また、複数年度に跨る委託工事について、工事の施行に支障しないよう、各年度当初速やかに年度協定を締結するものとする。このほか、概算払い時や精算時において、出来高や事業の進捗状況を十分に把握し、適時適切に支出するものとする。

監査結果報告年月日 平成20年11月27日

監 査 の 意 見

(10) 適切な道路の維持管理の推進について

新たな道路建設の抑制が余儀なくされている財政状況の中にあっても、既設の道路の適切な維持管理は不可欠である。公平性や有効性の観点から、どこを優先して進めていくのかということが明確に説明できるようにするなど、客観的な視点を持って維持管理を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（土木交通部道路課）

高度経済成長期に一気に施設整備を進めた結果、今後はこれら施設の老朽化により維持更新費用の大幅な増加や集中化が予測されるため、予防保全いわゆるアセットマネジメントの実施により、適切な時期に適切な維持管理を行い、トータルでのコスト削減を図るよう計画的・効率的な道路維持管理が必要と認識している。

このため、橋梁や舗装を対象とする道路施設の維持管理計画の策定に取り組んでいる。橋梁については、県管理の橋長15m以上の橋梁について点検業務を行い（平成20年度で簡易点検は全て対応済）、その基礎データを基に「長寿命化修繕計画」を3カ年で策定し、計画的維持管理に取り組むこととしている。また、舗装については、路面性状調査や補修履歴のデータから優先度を評価する一方、延命化の取組として、ひ

び割れ注入や薄層舗装工法を試行し、その効果を検証していくこととしている。

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

(11) 県営住宅のあり方について

県営住宅については、当初考えられていた行政効果が変わってきているのと同時に、真に必要とする人がまだ存在しているという一面がある。また、一部の団地においては、長年にわたり多額の借地料が支払われている事例もある。そのような状況の中で、県営住宅の必要性や今後のあり方について、空き家の活用方策や住宅供給公社への管理委託のあり方を含め、十分な検討を行われたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部住宅課)

1 県営住宅の必要性および今後のあり方について

住宅ストックの量的充足、本格的な少子・高齢化や人口・世帯減少社会の到来といった社会情勢の変化等の中で、市場において自力で適正な居住水準の住宅を確保出来ない、低所得者や高齢者、障害者等の住宅困窮者に対して、多様なニーズに対応した住宅を安定的に供給することが必要である。

このため、県営住宅では、入居審査における高齢者、障害者等の優先入居の導入や、入居基準を満たさない高額所得者世帯の退去の促進、長年にわたり同一親族が居住し続け、入居者・非入居者間の公平性を著しく損なうことのないよう平成19年度から「高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」以外は承継を認めないことや、平成21年度からの入居収入基準の額の引き下げ、家賃の見直しの実施など、真に住宅に困窮する住宅困窮者に対して公平・的確に住宅を供給できるよう、管理の一層の適正化を図っている。

また、県営住宅の整備については、既存ストックの活用を重視した県営住宅ストック活用計画を平成17年度に策定し、新規の建設はしないものの、耐用年限の概ね1/2を経過し、老朽化した低層団地は建替により、中層団地については既存ストックの活用を図りながら住戸改善、環境改善により、高齢化社会に対応した良質なストックの形成に向け、限られた予算の中で「選択と集中」の視点をもって県営住宅を供給することとしている。

なお、県営住宅を維持・供給していくため、一部の団地では毎年多額の借地料を支払っている。将来的には購入することが望ましいと考えているが、現在の財政状況では購入は困難と考えられることから、今後、条件が整う状況になれば、時期を逸せず土地所有者と協議ができる体制をとりたいと考えている。

2 空き家の活用方策について

平成21年2月28日時点で、県営住宅の空き家が282戸あるが、そのうち、建替等のため募集停止している空き家および離職退去者向けに提供した募集停止の空き家を除き、1年以上の空き家は6戸となっている。

平成20年度の非正規労働者の大量解雇に伴う住宅対策として、空き家を提供したため、1年以上の長期空き家が少なくなったが、今後、1年以上の長期空き家についてはDV被害者、犯罪被害者用として目的外使用する方法や福祉と連携しグループホームとして利用することも検討していきたいと考えている。

3 住宅供給公社への管理委託について

現在、県営住宅については、効率的・効果的な管理を図るため公営住宅法第47条による管理代行により一部の業務を除いて県住宅供給公社で管理している。

今後も県住宅供給公社に管理を行わせるかどうかについては、現在、行政経営改革委員会で県外郭団体の見直し検討が行われており、検討内容を見据えながら、今後の管理委託のあり方について検討していきたい。

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

(12) 老朽化している教職員住宅の早期の処理について

教職員住宅の中には入居者がいないまま老朽化が進んでいる施設もあり、防犯上および景観上放置できない状況にあるため、今後のあり方の検討を含め、解体撤去等早期の処理ができるよう取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局福利課)

教職員住宅は平成20年11月現在で15住宅146戸あり、そのうち昭和40年前後に建設されたものの中には老朽化が著しいため募集を停止している住宅が6住宅28戸ある。

これらの募集停止住宅は、大規模改修または建てかえをしなければ使用できないが、現在の財政状況では建てかえ等は困難なため、順次解体撤去を実施することとしている。

信楽第二教職員住宅2戸については平成21年2月に解体撤去済、八日市教職員住宅4戸については平成21年度に解体撤去の予定である。

信楽第二、八日市の2住宅6戸を除外すると4住宅22戸であるが、これらについても順次解体撤去できるよう努めるとともに、当面は防犯面や景観面に配慮しながら適正に管理する。